

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案新旧対照表

○電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）

(傍線部分は改正部分)

b

大字部分は今回、情報通信審議会に諮問する事項

改 正 案							現 行						
様式第38の2（第40条の3第1号、第40条の4第1項関係） 基礎的電気通信役務収支表 事業者名 _____							様式第38の2（第40条の3第1号、第40条の4第1項関係） 基礎的電気通信役務収支表 事業者名 _____						
年 月 日から 年 月 日まで (単位 円)							年 月 日から 年 月 日まで (単位 円)						
第1表 第14条第1号及び第2号に掲げるもの							第1表 第14条第1号及び第2号に掲げるもの						
役務の細目	営業 収益	営業費用		営業 利益	摘要	役務の細目							
		うち設備管 理部門費用	うち設備利 用部門費用			営業収益	営業費用	営業利益	摘要				
1 第14 条第1 号に掲 げるもの						(1) 同 号イに掲 げるもの							
						(2) 同 号ロに掲 げるもの							
						(3) 同 号ハに掲 げるもの							
						小計							
2 第14 条第2 号に掲 げるもの						(1) 同 号イに掲 げるもの							
						(2) 同 号ロに掲 げるもの							
						(3) 同 号ハに掲 げるもの							
						小計							
合計													

	小計						
合計							

注1・2 (略)

**3 「設備管理部門費用」及び「設備利用部門費用」は、それぞれ第一種指定電気通信設備接続会計規則（平成9年郵政省令第91号）第2条第2項第1号及び第2号に規定する「第一種指定設備管理部門」及び「第一種指定設備利用部門」に相当する部門に係る費用とする。**

**4 「うち設備管理部門費用」及び「うち設備利用部門費用」の欄は、適格電気通信事業者に限り記載するものとする。**

**5** 基礎的電気通信役務と基礎的電気通信役務以外の電気通信役務とに関連する費用については、電気通信事業会計規則別表第2 **様式第13**に規定する基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦しなければならない。当該基準によつて配賦することが著しく困難なときは、その全部を主たる関連を有する事業又は役務に整理することができる。

**6** 2以上の細目の電気通信役務とに関連する費用については、電気通信事業会計規則別表第2 **様式第14**に規定する基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦しなければならない。当該基準によつて配賦することが著しく困難なときは、その全部を主たる関連を有する事業又は役務に整理することができる。

第2表 交付金等  
(略)

注1・2 (略)

**3** 基礎的電気通信役務と基礎的電気通信役務以外の電気通信役務とに関連する費用については、電気通信事業会計規則別表第2 **様式第15**に規定する基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦しなければならない。当該基準によつて配賦することが著しく困難なときは、その全部を主たる関連を有する事業又は役務に整理することができる。

**4** 2以上の細目の電気通信役務とに関連する費用については、電気通信事業会計規則別表第2 **様式第16**に規定する基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦しなければならない。当該基準によつて配賦することが著しく困難なときは、その全部を主たる関連を有する事業又は役務に整理することができる。

第2表 交付金等  
(略)